年 月 日

奄美市長 様

(申請者)

住所

氏名 印

連絡先

## 誓約書

私は、奄美市移住定住・住宅リフォーム助成を受けた下記物件について、奄美市への移住者に最低5年間以上貸し出します。

また、奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付要綱第12条の要件に該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。

(奄美市移住定住・住宅リフォーム等助成金交付要綱第12条)

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金について、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1)提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2)助成金の交付条件に従わないとき。
- (3)助成金の交付後5年以内に移住者以外の者が対象住宅に居住することその他の事由によりこの要綱の趣旨に反すると認められるとき。
- (4)その他市長が不適当と認めたとき。

記

住所:

以上

※移住者とは、下記のいずれかに該当する者

- (1) 第7条の申請の日までの2年以内に新たに市内に住所を有することとなった者で、 当該新たに市内に住所を有した日を起算日として、当該起算日前5年の間に奄美群島内に 住所を有していないもの
- (2) 第7条の申請年度に住所を有する予定の者で、当該市内に住所を有する予定の日を起算日として、当該起算日前5年の間に奄美群島内に住所を有していないもの